

規制の事前評価書要旨

法律又は政令の名称	生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案
規制の名称	社会福祉住居施設に係る無届又は虚偽の届出に対する規制の強化
規制の区分	新設
担当部局	社会・援護局保護課
評価実施時期	令和6年1月
規制の目的、内容及び必要性	<p>① 規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)  社会福祉住居施設の中には、著しく狭隘で設備が十分でない劣悪な施設に住まわせ、居室やサービスに見合わない宿泊料やサービス利用料を生活保護費の中から徴収する、いわゆる「貧困ビジネス」と考えられる施設も存在すると指摘されているところ。これについて、平成30年に、管理者の設置、居住面積等の最低基準の創設、改善命令の創設及び事前届出義務が整備されたが、事前届出をせずに社会福祉住居施設を営業者が一定数存在している現状があり、地方自治体が届出を勧奨しても届出に至らない場合もみられる。  これについて、社会福祉住居施設に係る無届又は虚偽の届出に対する罰則の新設を行わない場合は上記の状況が改善されない。</p> <p>② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)  【課題】  社会福祉住居施設の中には、著しく狭隘で設備が十分でない劣悪な施設に住まわせ、居室やサービスに見合わない宿泊料やサービス利用料を生活保護費の中から徴収する、いわゆる「貧困ビジネス」と考えられる施設も存在すると指摘されているところ。  【課題発生の原因】  これについて、平成30年に、管理者の設置、居住面積等の最低基準の創設、改善命令の創設及び事前届出義務が整備されたが、事前届出をせずに社会福祉住居施設を営業者が一定数存在している現状があり、地方自治体が届出を勧奨しても届出に至らない場合もみられる。  【非規制手段との比較】  社会福祉住居施設の届出の実効性を確保するため、届出先である都道府県に対し、無届の疑いのある施設に対する届出勧奨を義務とすることが非規制案として考えられる。  この場合、届出勧奨を受けた無届施設の営業者については届出懈怠を行うことによる不利益が生じず、届出促進に資さない可能性がある。  これらのことから、改正案の方が適切と考える。  【規制の内容】  社会福祉法第68条の2第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者には、30万円以下の罰則に処することとする。</p>
直接的な費用の把握	遵守費用及び行政費用を想定することは困難である。
直接的な効果(便益)の把握	届出履行を確保することで、行政が事業の実施状況を確実に把握できることができる。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	既にある規制に係る罰則の創設であり、影響はこの事業に関する規制の範囲にとどまるものであるため副次的な影響はない。
費用と効果(便益)の把握	改正案では、新たな順守費用及び行政費用は発生しない。
代替案との比較	社会福祉住居施設について、届出制ではなく、許可制とすることが代替案として考えられる。 この場合、社会福祉住居施設を必要とする者へのニーズに対応することが困難になる可能性がある。 これらのことから、改正案の方が適切と考える。
その他の関連事項	社会保障審議会(生活困窮者自立支援及び生活保護部会)において改正内容について議論を行った。 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_443308.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_443308.html</a>
事後評価の実施時期等	この法律の施行後五年を目途として事後評価を実施し、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしている。。